

管内 社員による一般車両との物損事故について

- 【発生日時】 令和7年 10月 2日 11:35頃
- 【発生場所】 事業所（旧東海事務所横駐車場）
- 【業務名】 2025年度 中央自動車道 管内維持修繕業務
- 【受注者】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
- 【当事者】 メンテ社員：
- 【事象概要】 駐車場スペースから出るためバックした際に、こちらの車両の後部左側が、相手車両の左前方側面に接触したものの。
- 【被害状況】 人的被害：なし
当方：普通自動車 損傷なし（自走可）
相手：普通自動車 左前方側面の擦過傷（自走可）
- 【時系列】
- 10/2 11:35頃 事象発生。同時刻、当人より所長へ連絡
11:40頃 当方と相手方が 警察署 交番に向け出発
11:50頃 警察署 交番で事故状況の説明
12:05頃 当人より本社へ報告
12:10頃 当人より HSCへ連絡
16:00頃 緊急安全大会を実施（早番、遅番）
- 【公表・非公表】 なし（社会的影響：右記以外、第三者被害：無し、社会的関心：右記）
- 【報道等】 なし
- 【警察所見】 物損事故
- 【原因】 車両を動かす際、一度後方を確認したが、車両が動きだしてからは、右側の安全確認に集中していたため、後方の確認が不十分となった。
- 【今後の対策】
- ・1人で運転する際の後方確認補助機能として、バックモニター付車両へ交換を進める。
 - ・左右のミラーで側方の安全を確認。バックモニターがある場合も、目視との併用を徹底する。
 - ・同様の事例も共有し、再度注意喚起を行うことで全体の安全意識を向上させる。
- 【その他】 なし

【社員の車両接触事故】



当方車両

相手当方車両

